

## 第1章 定数・任用

### ○鳥羽志勢広域連合職員定数条例

〔平成11年4月1日〕  
〔条例第4号〕

改正 平成11年8月6日条例第32号

（職員の定義）

**第1条** この条例で「職員」とは、広域連合長、広域連合議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職に属する職員をいう。

（定数）

**第2条** 職員の定数は、次のとおりとする。

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| (1) 広域連合長の事務部局の職員   | 19人 |
| (2) 議会の事務部局の職員      | 3人  |
| (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 | 3人  |
| (4) 監査委員の事務部局の職員    | 2人  |

（定数の配分）

**第3条** 前条に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者の定めるところによる。

（定数外）

**第4条** 休職者は、第2条の定数外とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年8月6日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。